

3 EV普通充電設備の概要 (該当する□に「✓」を記載)

神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱 別表3を「要綱別表3」と記しています。

設備の区分	<input type="checkbox"/> 普通充電設備 <input type="checkbox"/> 充電用コンセントスタンド <input checked="" type="checkbox"/> 充電用コンセント
メーカー名	〇〇株式会社
型式	ABC-DE12
設置する設備の条件	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の設備は要綱別表3に定める条件を全て満たす設備である。

4 補助金交付申請額の算出 (該当する□に「✓」を記載)

申請区分	<input type="checkbox"/> 設備費 <input checked="" type="checkbox"/> 設備費及び設置工事費	
国の補助金等との併用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
次のいずれかの関係にある会社からの調達の有無	(設備費) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (設置工事費) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
補助対象経費 (A)	※値引後の金額で消費税及び地方消費税相当額を除く。 (うち、設備費) ※EV普通充電設備の本体価格。ブレーカーその他の部材費を除く。 (うち、設置工事費) ※設備費のみ申請する場合は「0円」と記載 ※ブレーカーその他の部材費を含む。	2,000,000円 50,000円 1,950,000円
充電用コンセントを整備する場合は、その補助対象経費に3分の1を乗じた額 (B = A / 3) (1円未満を切捨て)	※普通充電設備・充電用コンセントスタンドに係る補助対象経費については算出不要	666,666円
補助上限額 (C)	合計基数は原則20基以下とすること。 (うち、普通充電設備・充電用コンセントスタンド) ※1基当たりの補助上限額：150,000円 (うち、充電用コンセント) ※1基当たりの補助上限額：100,000円	500,000円 0円 500,000円
国の補助金等の金額 (D)	※設備費のみ申請する場合は、設備費に対する補助金等の額	1,400,000円
補助対象経費 (A) から国の補助金等の金額 (D) を控除した額 (E = A - D)		600,000円
補助金交付申請額 (千円未満を切捨て)	※普通充電設備又は充電用コンセントスタンドを整備する場合は、(A)、(C)又は(E)のいずれか低い額 ※充電用コンセントを整備する場合は、	500,000円

1 / 3
(1円未満切捨て)

EV普通充電設備の整備に係る経費の額を証する書類と、整合性が取れる内容とすること。
 ※ 県の補助上限基数以上に設置する場合は、総工費のうち県が補助対象とする設備 (原則20基まで) の整備に係る経費を按分して算定し、記載すること。